

Weekly Report

第580号
令和2年12月07日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

閉会した臨時国会で成立した主な改正法等

◎**予防接種法の改正**……新型コロナに係るワクチン接種について、* 予防接種法上の「臨時接種」に位置付けて原則、接種の努力義務を課す、* 接種費用は国が全額負担する、* ワクチン接種の健康被害により製造販売業者等に生じる損害賠償等の損失を国が補償する、などが定められました。公布日に施行。

◎**被災者生活再建支援法の改正**……自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けた方に対する被災者生活再建支援金の支給対象に、大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する「中規模半壊世帯」（損害割合30%台）を追加し、住宅の再建手段に応じた支援金が支給されます。なお、施行は公布日（本年12月4日）ですが、令和2年7月豪雨で被災した世帯にも遡及適用されます。

◎**郵便法の改正**……通常郵便物（手紙、はがき等）の配達頻度や送達日数を見直し、土曜配達を休止するとともに、翌日配達を翌々日配達に変更します。なお、書留や速達、ゆうパック等は従来どおりです。公布日（本年12月4日）から6ヵ月以内

に施行。

◎**五輪特別措置法の改正**……東京オリンピックの開催時期が約1年延期となったことから、来年の祝日を移動し、「海の日」を7月22日、「スポーツの日」を7月23日、「山の日」を8月8日とします。

◎**その他**……組合員が自ら出資し事業を運営する非営利組織（労働者協同組合）を法制化する「労働者協同組合法」、NPO法人の事務手続きの簡素化等を行う「改正特定非営利活動促進法」、登録品種の海外流出防止措置等を行う「改正種苗法」、スポーツ振興くじの対象にバスケットボールのBリーグを加える「改正スポーツ振興投票法」など。

来年度の固定資産税等の減免を受ける場合

新型コロナの影響で、本年2月～10月までの連続する3ヵ月間における事業収入の合計が前年同期比で30%以上減少している中小企業者等を対象として、所有する設備等の償却資産や事業用家屋に対する令和3年度の固定資産税・都市計画税を減免（減少幅が50%未満は1/2軽減、50%以上は免除）する措置が講じられています。

この減免措置を適用する場合は、事前に認定経営革新等支援機関等（認定されていない税理士等も可能）の確認を受けた上で、令和3年1月中に固定資産税を納付する自治体へ必要書類を提出する必要がありますので、準備しましょう（申請受付期間は各市町村により異なります）。

令和3年度の労災保険率は変更なし

労災保険率は業種ごとに定められており、原則3年ごとに見直されていますが、令和3年度の保険率は、令和2年度から変更なしとなりました。

なお、労働者が新型コロナに感染した場合、業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。また、感染経路が特定されない場合でも、顧客との近接や接触機会が多いなど感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事し、業務により感染した蓋然性が高いと認められる場合は対象となります。